平成２５年（フ）第３７９号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目12番６号
債務者　武内　　侑
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１７号
兵庫県西宮市天道町13番15号サンハイツ103号
債務者　日笠ルミ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４２号
兵庫県西宮市津門大箇町８番31号
債務者　創作居酒屋はなぶさこと　三好　英子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６５号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目５番14―201号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目４番５号セゾンマンション503号
債務者　丸山一二美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６７号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目３番11―302号
債務者　生西　晃子（旧姓飛彈）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６８号
兵庫県西宮市五月ケ丘１番１―302号
債務者　田中　和子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７０号
兵庫県芦屋市高浜町２番１―431号
債務者　今西　裕子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７５号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番24―507号
債務者　泰山美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６７号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東２丁目14番20号
債務者　立花　和子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８号
岩手県花巻市下小舟渡110―５　サンハイツ105号、住民票上の住所岩手県宮古市江繋第１地割31番地
債務者　澤口　榮子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第５８６号
北九州市八幡西区陣山２丁目８番５―602号
債務者　平木　章子（旧姓片野）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６５５号
北九州市小倉南区下城野３丁目７番11号205
債務者　佐藤　邦弘
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２５号
沖縄県那覇市安謝２丁目15番６―306号シェルシード新都心
債務者　寺田　　優
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５６６号
神戸市中央区南本町通４丁目２番３号ニューヘブン南本町401、従前の住所神戸市垂水区名谷町3173番地　セントポリア神戸運動公園1001号
債務者　谷水　　豪
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
青森県八戸市八太郎２丁目２番20号　ハイツトミー102、前住所青森県八戸市諏訪３丁目１番23号
債務者　下村　吉巨
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
青森県八戸市八太郎２丁目２番20号　ハイツトミー102、前住所青森県八戸市諏訪３丁目１番23号
債務者　下村　美智
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の182　B―102、前住所大阪府豊中市東泉丘４丁目２番１―502号
債務者　中平　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
和歌山地方裁判所御坊支部